

住宅新規購入オーナーさま専用



「マイホームぴたっと」は
ペルマーク協賛商品です。



マイホームオーナーの皆さまへ あいおいニッセイ同和損保の「マイホームぴたつと」なら、 大切な住まいに、大きな安心をお届けできます!

(注)「マイホームぴたつと」は、保険の対象である建物が専用住宅、共同住宅および店舗や事務所などを併設した併用住宅とその収容家財を対象とします。

「マイホームぴたつと」は、
新規に購入された居住用建物専用の
火災保険です。

Contents

STEP1

商品の全体像

P3

STEP2

建物と家財の補償

P5

STEP3

地震保険／
オプション補償(特約)

P7

STEP4

サービス

P9

STEP5

保険料等について

P11

STEP6

補償内容の詳細

P13

STEP7

契約概要のご説明

P17

STEP8

万一、事故が発生した
場合のお手続きについて

裏表紙

建物に関する
さまざまな損害
に備えられます。



地震保険をセットすることで、
**地震や津波による
損害を補償**します。

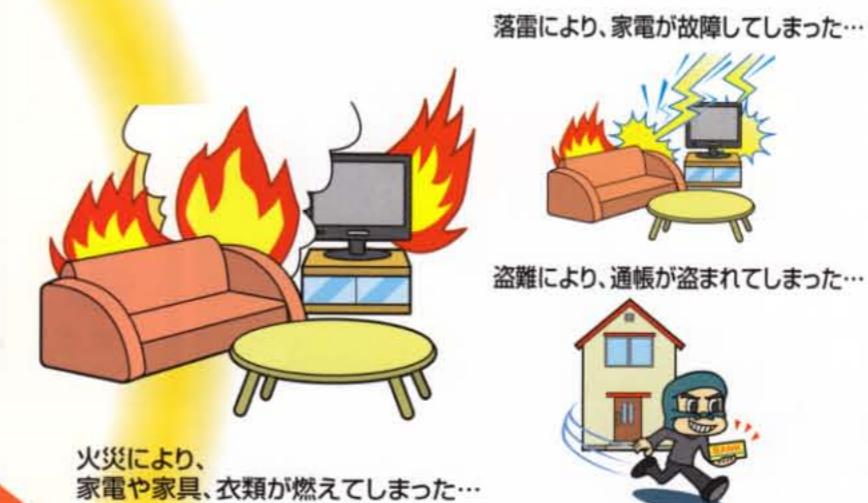


地震による火災

津波による流失

建物だけではなく、
**家財もしっかり
補償**します。

もしものときは、建物だけではなく、
家財も損害を受けます。



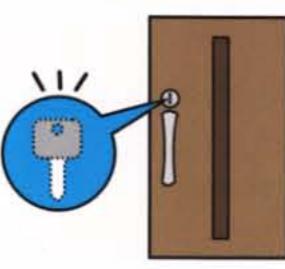
暮らしの中のトラブルは、
**住まいの現場急行
サービス**にお任せください。



トイレのつまり



給・排水管のつまり



玄関ドアのカギの紛失

マイホームぴたつの 全体像をご説明します。

**「建物」が
損害を受けて
しまったときの補償**



P5

**「家財」が
損害を受けて
しまったときの補償
(家財追加補償特約)**



P5

**「地震」によって
建物や家財が損害を受けて
しまったときの補償(地震保険)**



P7

**「その他」
思わぬ出費の補償**



P8

**トラブルに役立つ
「サービス」**



P9

プラン 3つの プランからお選びいただけます。

ワイドプラン

ベーシックプラン

エコノミー プラン

火災	落雷	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	水ぬれ	騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為
破裂・爆発	風災・雹災・雪災	盗難	水災	不測かつ突発的な事故 専用水道管の凍結による損害も補償します。
火災	落雷	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	水ぬれ	騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為
破裂・爆発	風災・雹災・雪災	盗難	水災	不測かつ突発的な事故 専用水道管の凍結による損害も補償します。
火災	落雷	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	水ぬれ	騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為
破裂・爆発	風災・雹災・雪災	盗難	水災	持ち出し家財

プラス さまざまな費用補償

自動セット

損害防止費用
火災、落雷、破裂・爆発事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために使用した消火薬剤の再取得などに必要な費用を補償

防犯対策費用
犯罪行為が発生した場合に、再発防止のために建物の改造や防犯機器等の設置に必要な費用や、ドアのカギが盗難された場合に、ドアの錠の交換に必要な費用を実費で補償

地震火災費用
地震などによる火災により、建物が半焼以上となった場合などに、臨時に発生する費用を補償

任意セット

費用総合補償特約 戸 分 マ

事故発生時諸費用
災害緊急費用
特別費用(建物のみ)

**残存物取扱づけ
費用補償特約** 戸 分 マ

戸 …1戸建オーナーさま
分 …分譲マンション
オーナーさま(区分所有)
マ …マンション・アパート
オーナーさま(1棟所有)



ポイント 「地震保険」をあわせてご契約いただくことで、「マイホームぴたつ」とでは補償対象とならない地震等による損害も補償対象となります。



専用使用権付共用部分
修理費用補償特約 戸 分 マ
敷地内構築物
修復費用補償特約 戸 分 マ
個人賠償責任
補償特約 戸 分 マ
家賃補償特約 戸 分 マ
施設賠償
責任補償特約 戸 分 マ

戸 …1戸建オーナーさま
分 …分譲マンション
オーナーさま(区分所有)
マ …マンション・アパート
オーナーさま(1棟所有)

365日24時間、住まいのトラブルのときに駆けつけます!
**住まいの現場急行
サービス**

水回りクイック修理サービス
玄関ドアカギ開けサービス

日常生活のお悩みから
暮らしの安心までサポート!
住まいの安心サポート

ハウスケアサポート
暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談
健康・医療ご相談

建物と家財の補償

●補償範囲の広い「ワイドプラン」が特におすすめです。
さらに、風災・電災・雪災、水災は「損害の額にかかわらず補償」タイプ(実損型)がおすすめです!



自動
セット

建物 の補償

3つのプランから
お選びいただけます。



家財 の補償

「家財追加補償特約」
をセットすることにより、建物の補償プランと同様の損害を補償します。



ワイドプラン

建物のさまざまなリスクをカバーしたい、
とお考えの方向けのプランです。

ベーシックプラン

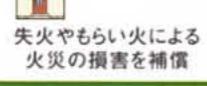
盗難、水災などの損害にも備えたい、
とお考えの方向けのプランです。

エコノミープラン

補償を限定し、保険料はなるべく安く、
とお考えの方向けのプランです。



火災



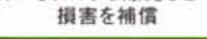
落雷



破裂・爆発



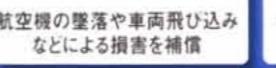
風災・電災・
雪災※1



ガス漏れによる爆発などの
損害を補償



建物外部からの
物体の落下・
飛来・衝突等



水ぬれ



航空機の墜落や車両飛び込み
などによる損害を補償



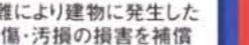
専用水道管の凍結による
損害も補償します。



窓を壊した場合などの偶然な事故
による損害を補償



盗難



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



水災※1※3



床上浸水または地盤面より
45cmを超える浸水による
損害を補償



水災



台風などによる損害を補償



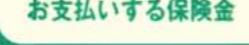
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



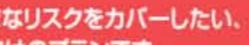
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



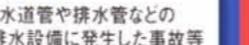
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



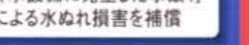
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



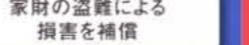
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



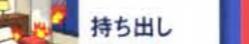
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



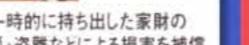
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



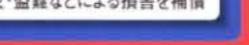
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



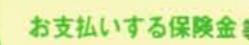
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



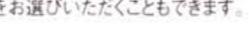
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償



盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償

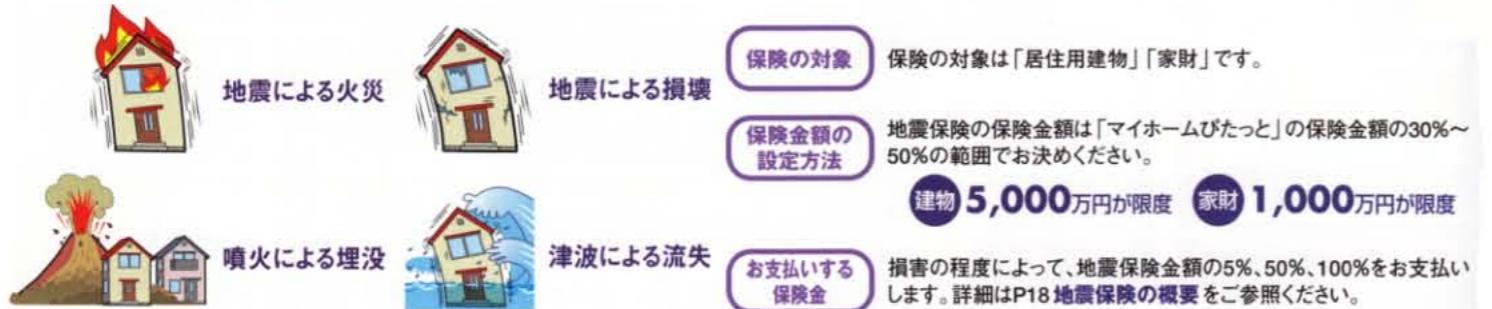
盗難により建物に発生した
損害・汚損の損害を補償

地震保険

「マイホームびたっと」だけでは、地震による損害を補償できません。
「マイホームびたっと」とセットで「地震保険」のご契約もおすすめします。

「地震保険」の補償内容 をご説明します。

このようなときに補償されます。



「地震保険」の割引制度 についてご説明します。

保険の対象である建物が次のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料をご提出いただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。

(注)以下の4つの割引は重複して適用することはできません。

建築年割引

昭和56年(1981年)6月以降に新築された建物および収容家財に対して適用します。

割引率 10%

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます。

- ①建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書または検査済証等の対象建物の新築年月、または新築年が確認できる公的機関等^{※1}が発行する書類^{※2}
- ②宅地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは賃借の相手方等に対して交付する重要事項説明書(対象建物の新築年月または新築年が確認できるもの)
- ③対象建物に建築年割引が適用されていること、およびその建築年月または建築年が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書

建築時等に登録住宅性能評価機関の評価を受けた住宅で、耐震等級^{※1}が1~3に該当する建物および収容家財に対して適用します。

※法律に基づく住宅の耐震性能の評価基準で、登録住宅性能評価機関が発行する所定の評価書に記載されているものをいいます。

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます。

- ①建設住宅性能評価書
ただし、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合に限り、設計住宅性能評価書
- ②耐震性能評価書
- ③対象建物に耐震等級割引が適用されていること、およびその耐震等級が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書

7

8

9

免震建築物割引

平成19年(2007年)4月以降、建築時等に登録住宅性能評価機関の評価を受けた住宅で、「免震建築物」に該当する建物および収容家財に対して適用します。

割引率 30%

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます。

- ①建設住宅性能評価書
ただし、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合に限り、設計住宅性能評価書
- ②対象建物に免震建築物割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書

10

11

12

「地震保険」は保険料控除の対象 です。

概要	所得税の取扱い	個人住民税の取扱い
	対象契約	地震保険
所得控除限度額	最高 5万円	最高 2万5千円
控除対象保険料	払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額

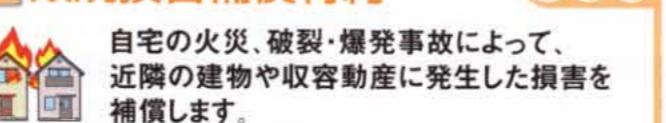
- ・ご契約者が個人の場合、払込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。
- ・地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料を払込みいただいた場合には、払込みいただいた保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の払込地震保険料となります。
- ・左記は平成22年(2010年)7月現在の税法上の取扱いの概要を記載したもので、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

オプション補償(特約)

日常生活のさまざまなリスクに備える特約や、基本契約にプラスすることで、より広いリスクを補償する特約をご用意しています。

こんな方におすすめです。 戸建オーナーさま 分譲マンションオーナーさま(区分所有) マンション・アパートオーナーさま(1棟所有)

□類焼損害補償特約

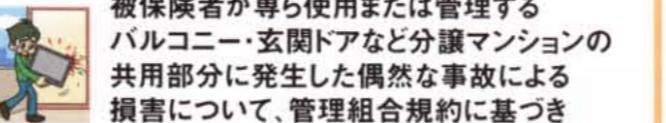


自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に発生した損害を補償します。

補償金額 年間最高1億円まで補償!

(注)損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(建物および建物に収容される動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。

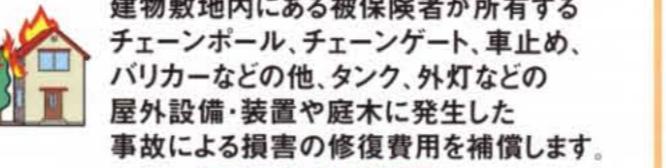
□専用使用権付共用部分修理費用補償特約



被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドアなど分譲マンションの共用部分に発生した偶然な事故による損害について、管理組合規約に基づき被保険者が負担する修理費用を補償します。

補償金額 1事故につき10万円まで補償!

□敷地内構築物修復費用補償特約

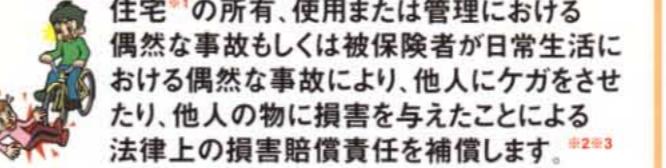


建物敷地内にある被保険者が所有するチェーンポール、チェーンゲート、車止め、バリカバーなどの他、タンク、外灯などの屋外設備・装置や庭木に発生した事故による損害の修復費用を補償します。

補償金額 1事故につき100万円(自己負担額3,000円)まで補償!

(注)庭木の損害については、この特約のセットされた普通保険約款または家財追加保険特約で損害保険金が支払われる場合に限ります。

□個人賠償責任補償特約



住宅^{※1}の所有、使用または管理における偶然な事故もしくは被保険者が日常生活における偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を補償します。^{※2※3}

補償金額 1事故につき1億円まで補償!

※1 住宅には別荘など一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
※2 損害保険金をお支払いする事故により保険の対象が損害を受けた場合の取り壊し費用や清掃費用等としてお支払いします。
※3 航空機・船舶・車両(人のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理による事故を除きます。

被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまいますのでご注意ください。

「マイホームびたっと」の特約としてさまざまな特約をお選びいただけます(別に特約保険料の払込みが必要となります)。なお、セットする特約の種類によっては「マイホームびたっと」の保険期間が制限される場合があります。

お電話ください。頼れる無料サービス!! “住まいの困った”にスピーディに対応します。

住まいの現場急行サービス

365日24時間、
住まいのトラブルのときに駆けつけます!

水回りクイック修理サービス

水回りのトラブルの専門業者を手配し、
応急修理を行います。

- トイレがつまつま流れない!



- 台所の排水管がつまつま水びたしに!

給・排水管の
つまりの除去



- 洗面台の給水管が故障して水漏れが止まらない!

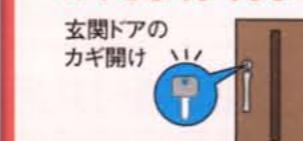
給・排水管の
故障によるあふれの
原因箇所の応急修理



玄関ドアカギ開けサービス

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、
緊急開錠を行います。

- 外出中に玄関ドアのカギをなくしてしまった!



上記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

(注1)各種部品代・カギ作製代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金などはお客様負担となります。

(注2)ご契約者または被保険者(保険証券に記載された保険の対象の所有者。以下同様とします)ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。

(注3)玄関ドアのカギ開けサービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とし、建物内のカギ開けを除きます。また、カギの種類によっては、玄関ドアのカギ開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客様のご要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客様負担となります)。

対象となる建物 被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物が対象となります。

(注1)居住建物に設置していない屋外の給・排水設備は対象となります。

(注2)居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となります。

対象となる地域 日本国内であれば全国どこでもご利用できます。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

- 住まいの現場急行サービスのご利用は、あんしん24受付センター(0120-985024)にご連絡をいただき、あいおいニッセイ同和損保がサービス提供を委託する(株)安心ダイヤルが手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
- (株)安心ダイヤルが手配する業者以外で、お客様が自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしん24受付センターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いたします。
- 給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合は、サービスの提供ができません。
- トラブルの原因が、給・排水管の凍結、雨どいのつまり、給湯器・温水洗浄便座・洗濯機・床暖房システム等の機器のトラブル、故意、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争などの場合は、サービスの対象となります。
- 出動業者のトラブル現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約の居住建物がアパート・マンション等共同住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となります、共用部分・公的部(市町村等が所有する水道管・下水管などをいいます)および他の賃貸戸室部分等は対象となります。
- ご契約の居住建物が店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、賃貸戸室部分およびテナントの専有部分は対象となります。

**住まいの現場急行サービスの
ご利用は、右記までご連絡ください。**

365日
24時間 **0120-985024**

*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

*おかげ間違いにご注意ください。

サービスのご提供について

(住まいの現場急行サービス)
(住まいの安心サポート 共通)

- サービスの対象となるご契約は

マイホームひたっ

(注)サービスご提供時に被保険者であることを提携会社にて確認することができないご契約についてはサービスをご提供できませんのでご注意ください。

お電話ください。頼れる無料サービス!! “住まいの困った”にスピーディに対応します。

住まいの安心サポート

日常生活のお悩みから
暮らしの安心までサポート!

ハウスケアサポート 優待

- ご家庭に防犯・防災設備を設置したい方に

ホームセキュリティのご紹介

ご家庭用のセキュリティの
提携業者をご紹介します。
(注)購入設置費用等は、ご利用
いただく方の自己負担になります。



- 掃除のプロをお探しの方に

ハウスクリーニングのご紹介 ECO

環境にやさしいハウスクリーニング
の提携業者をご紹介します。
(注1)ハウスクリーニングの費用等は、ご利用
いただく方の自己負担になります。
(注2)リフォーム業者の紹介は対象と
なりません。



平日9~17時(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

- エコな引越し業者をお探しの方に

引越し業者の紹介 ECO

ライフスタイルにあわせた引越し業者を
ご紹介します。
(注)実際の引越し費用等は、ご利用
いただく方の自己負担になります。



暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

- 暮らしのトラブル(法律)などを相談したい方に

法律のご相談

日常生活のトラブル(法律)に関するさまざまなご相談に
専門スタッフが電話でアドバイスします。必要に応じて
弁護士による電話相談もご利用いただけます(予約制)。
(注)既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等
のご相談は対象となります。



- 暮らしの税務などを相談したい方に

税務のご相談

暮らしの税務に関するさまざまなご相談に専門スタッフ
が電話でアドバイスします。必要に応じて税理士による
電話相談もご利用いただけます(予約制)。



平日13~17時(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

健康・医療ご相談

- 日常生活の体調不良やケガなどを
相談したい方に

健康・医療のご相談

健康状態に関するご相談、病気
に関するご相談に専門スタッフ
が電話でアドバイスします。



- 病院等をお探しの方に

病院情報のご提供

いつでもどこでもお探しの診療
科目のある医療機関など全国各地
の病院等の情報を提供します。



- 夜間休日に医療機関をお探しの方に

夜間休日医療機関情報のご提供

夜間でも休日でも診療可能な全国
各地の医療機関の情報を提供
します。



- 保険金請求に関わる事故等のご相談は対象と
なりません。また、緊急の場合やご相談内容によ
ってはサービスをご利用できない場合があります。

●サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

●住まいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※住まいの安心サポートは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

- 提携先の業者における各種サービスが優待料金にて
ご利用いただける場合があります。

ECO

環境にやさしいサービスをご利用いただくことができます。

**住まいの安心サポートの
ご利用は、右記まで
ご連絡ください。**

0120-4132-56

*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

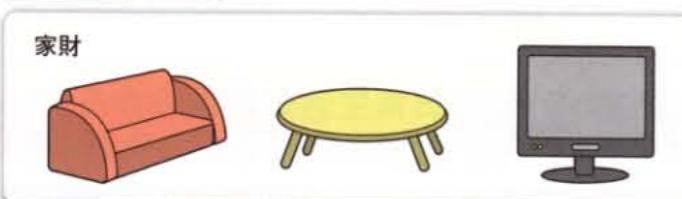
*おかげ間違いにご注意ください。

*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、ご契約者または被
保険者のお名前、ご加入の保険のほか、
保険証券同封のサービスガイドに掲載
されたサービスご利用番号(4桁)が必要に
なります。

保険料等について

保険の対象について



構造級別について

建物の柱や工法、耐火性能によって、保険料が変わります。

建物の構造級別をご確認ください。

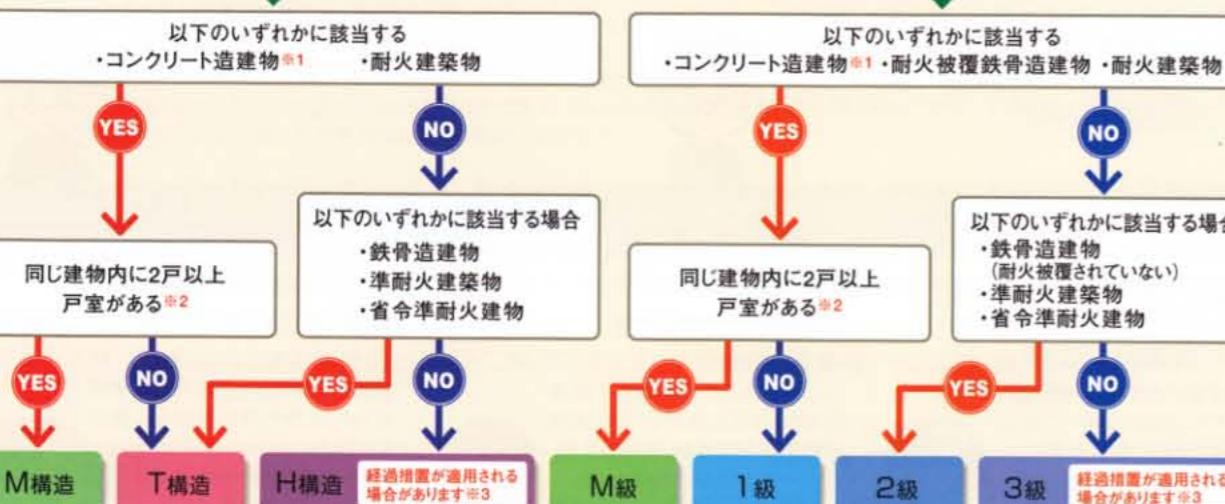
- 建物の「構造級別」は、柱や工法、耐火性能で判定します。下記「構造級別確認ガイド」をご確認ください。
- 「マイホームびたっと」では、建物の「用法」が「専用住宅」、「共同住宅」、「併用住宅（店舗や事務所などを併設した居住用建物）」の場合にご契約いただけます。

構造級別確認ガイド

木造の建物でも法令上の耐火建築物、準耐火建築物または省令準耐火建物に該当しないか必ずご確認ください。

専用住宅・共同住宅

併用住宅



(注)構造級別の判定にあたって、建築確認申請書、設計仕様書または設計図面などで建物の耐火性能を確認させていただく場合があります。

*① コンクリート造建物には、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物を含みます。

*② 1つの建物が2以上の生活単位となる戸室を有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。

*③ 上記の構造級別判定の結果、建物がH構造または3級に該当する場合は、保険料のご負担を軽減する「経過措置」が適用される場合があります。

必ず下記の「経過措置の対象」をご確認ください。

経過措置の対象

（構造によっては「経過措置の対象」となります）

対象契約

継続前契約の構造級別がB構造または2級と判定されていた建物が、継続後契約でH構造または3級と判定される場合
(注1) 経過措置を適用したご契約を継続される場合も引き続き適用されます。

(注2) 継続前契約が弊社のご契約ではない場合も条件を満たしていれば適用されます（継続前契約の保険証券写しなどのご提出が必要となります）。

継続後の ご契約の条件

以下のすべてに合致する必要があります。

1. 保険始期日が継続前契約の満期日または解約日と同一であること。
 2. 保険の対象である建物が、継続前契約と同一であること。
 3. ご契約者が、継続前契約と同一であること。
ただし、下記の①～③などによるご契約者またはご契約者の名前の変更については、ご契約者が継続前のご契約と同一であるとみなします。
①死亡による相続 ②改姓・名称変更 ③企業の合併・統合
1. 保険期間の中途で保険の対象の移転を行った場合、その時点で経過措置は終了します。
2. 保険期間の中途でご契約者の変更を行った場合、その時点で経過措置は終了します。
ただし、上記「継続後のご契約の条件」3.の①～③などによる変更是、ご契約者の変更とはみなしません。
3. 継続時または保険期間の中途で、保険の対象である建物に収容される家財などを保険の対象に追加した場合も、経過措置の対象となります。

保険金額の設定等について

建物の保険金額は、評価額いっぱいにお決めください。

(注)評価額を超えて保険金額を設定した場合でも、事故の際に支払われる損害保険金は評価額が限度となります。また、評価額より保険金額を少なく設定した場合は、事故の際に十分な保険金をお受け取れない場合があります。

「マイホームびたっと」では「新価」基準で評価額を算出します。

「新価」基準とは

再調達価額（同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額）を基準とする評価基準です。

(注)貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものなどの明記物件については、時価（同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額）を基準とします。

ポイント 万一の事故の場合でも、「新価」基準なのでお支払いする保険金で建物や家財の再取得が可能です。
(注)評価額いっぱいに保険金額を設定した場合となります。

「新価（再調達価額）」のときは、以下のように「評価額」を算出します。

建物の場合

新築時の建築価格がわかる場合

「年次別指指数法」により算出します。

新築時の建築価格に物価などの価格変動率（建築費倍率）を乗じる方法です。

算式のイメージ 評価額 = 新築時の建築価格 × 建築費倍率

新築時の建築価格がわからない場合 区分所有マンションの専有戸室を対象とする場合

「概観法」により算出します。

1m²あたりの新築費単価に延床面積（専有）を乗じる方法です。

算式のイメージ 評価額 = 1m²あたりの新築費単価 × 延床面積（専有）

家財の場合

世帯主の年齢・家族構成により標準的な評価額※を参考に任意で保険金額をお決めください。

※お客様の標準的な評価額については、ご家族の状況などをご確認させていただいたうえで、ご案内させていただきます。

(注)貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものなどの明記物件については、時価を基準とします。

45歳Aさんご家族の場合
家財評価額（新価）の目安は 約1,590万円！

家財の評価額の目安は1,590万円だけど、保険金額は800万円で設定しよう。

(注)評価額の目安の1,590万円でご契約いただきても、もちろん結構です。

評価額 1,590万円



＜イメージ＞「新価」基準のままで保険金額を限度に保険金をお支払いします。

保険金額 800万円
など

ご注意いただきたいこと

◆保険金額の設定にあたっては、家財のご契約時の再調達価額を限度に100万円から3,000万円の範囲内で10万円単位に設定いただけますが、複数のご契約に分けてご契約いただく場合は、ご契約をまとめてご契約いただくよりも、保険料の合計が高くなることがありますのでご注意ください。

◆保険金額かつ家財の再調達価額を限度として、「新価」基準（明記物件は「時価」基準）で損害の額を補償します。

「明記物件に関する特約」について（家財追加補償特約をセットされたご契約の場合に自動的にセットされます）

保険の対象を収容する建物内で保険契約申込書に明記されなかった明記物件のうち、貴金属等にこのご契約のお支払対象となる事故（水災・持出し・家財・地震による損害は除きます）が発生した場合に限り、保険の対象とみなして、1事故につき1個または1組ごとに30万円を限度に補償します。ただし、故意または重大な過失によって保険契約申込書に明記し忘れた場合や、貴金属等に損害があったことを確認できなかった場合は補償されません。

※1回の事故につき、100万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。

物価等が大きく変動した場合に、建物の保険金額の見直しをお知らせします。

保険期間が6年以上のご契約の場合、「保険金額調整等に関する特約」が自動的にセットされ、建築費または物価の変動等により、建物の再調達価額が保険金額の30%程度以上増減したときは、弊社から建物の保険金額の見直しをお知らせし、保険金額の増減に応じた保険料の返還または追加保険料の請求をさせていただきます。ただし、ご請求させていただいた追加保険料の払込みがない場合、保険金が減額されることがあります。

2,000万円で新築した家の建築費が、20年後に2,600万円になった場合

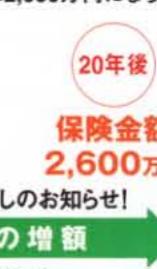
現在

保険金額
2,000万円



20年後

保険金額
2,600万円



保険金額見直しのお知らせ!
保険金額の増額
(追加保険料の払込み)



補償内容の詳細

「マイホームぴたっと(住居建物総合保険)」の普通保険約款・主な
詳細は普通保険約款・特約集をご参考ください。

特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

■普通保険約款の補償内容【建物の補償】

普通保険約款の補償内容は下記のとおりです。「マイホームぴたっと(住居建物総合保険)」では、各補償プラン別の普通保険約款を採用しております

ますので、各補償プラン別の普通保険約款をご参考ください。

	保険金をお支払いする場合	補償プラン(O:対象、X:対象外)			お支払いする保険金の計算	保険金をお支払いできない主な場合(各補償項目固有)
		ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン		
建物の補償 損害保険金	(1)火災、落雷、破裂または爆発	O	O	O	損害の額【保険金額※5が限度】	後記④各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いたしません。 ●ご契約者・被保険者、保険金受取人、これらの法定代理人・役員の重大な過失、法令違反 ●ご契約者・被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ●事故の際ににおける保険の対象の置き忘れ、紛失または盗難など
	(2)風災・雹災・雪災※1※2	O	O	O	損害の額-自己負担額※6【保険金額※5が限度】	
	(3)建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	O	O	X	損害の額【保険金額※5が限度】	
	(4)給排水設備の事故等による水ぬれ	O	O	X	損害の額【保険金額※5が限度】	
	(5)騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	O	O	X	損害の額【保険金額※5が限度】	
	(6)盗難・盗難による損傷・汚損	O	O	X	損害の額-自己負担額※6【保険金額※5が限度】	
	(7)水災※3	O	O	X	損害の額-自己負担額※6【保険金額※5が限度】	
	(注)保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合、または床上浸水※4もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合	O	O	X	損害の額-自己負担額※6【保険金額※5が限度】	
事故に伴う費用	(8)不測かつ突発的な事故 (凍結により専用水道管について発生した事故を含みます) (注)上記(1)～(7)までの事故は、損害保険金のお支払いの有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。	O	X	X	損害の額※7【保険金額※5が限度】	左記(8)の事故に固有の項目 次に掲げる事由によって発生した損害 ●差押え、収用、没収等の公権力の行使 ●保険の対象の欠陥 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、はがれ落ち、ねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象に対する修理、調整作業中における作業上の過失、技術の拙劣等 ●すり傷、かき傷等単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害 ●不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない電気的事故、機械的事故 ●保険の対象の置き忘れ、紛失 ●詐欺、横領 ●土地の沈下、移動、隆起 ●電球、ブラウン管等の管球類に発生した単独損害 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込み、漏入 ●凍結により水道管に発生したパッキングのみの損害 など
	損害防止費用保険金 上記(1)の事故に際して、その損害の発生および拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合	O	O	O	損害防止費用の額	

※1 「風災等支払方法変更特約」をセッティングしない場合、風災・雹災・雪災の補償内容は損害の額が20万円以上の場合に補償されます。

※2 建物内部の損害については、建物またはその一部(窓、扉、その他の開口部を含みます)が風災・雹災・雪災によって直接破損したために発生した損害(雨、雪、雹または砂塵の吹込みによる損害を含みます)に限ります。

※3 構造級別がM構造またはM級の場合は、「水災補償対象外特約」をセッティングすることで、水災の補償を対象外とすることができます。また、構造級別に関わらず、「水災一時金補償特約」をセッティングすることで、水災により発生した損害に対する保険金の計算方法を、1事故・1建物敷地内につき、100万円を限度に保険金額の5%をお支払する内容に変更することができます。

■主な特約と補償内容

ご契約条件により自動的にセッティングされる特約と、別に定める保険料を払込みいただくことによりセッティングできる特約のうち、主な特約とその概要是

下記のとおりです。詳細は普通保険約款・特約集をご参考ください。

①費用に関する補償【建物の補償】

費用保険金の種類	補償プランとお支払いする保険金				保険金をお支払いできない主な場合(各補償項目固有) 後記③各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、 次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、 保険金をお支払いたしません。	
	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン			
	保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いする場合およ びお支払いする保険金の額	保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額			
自動 セット 防犯対策費用 補償特約	防犯対策費用保険金	<各プラン共通> ①保険の対象である建物において、保険期間中に不法侵入を伴う犯罪行為(警察署に届け出たもの扉および窓の錠の取りかえ・補強費用や建物に防犯カメラ・防犯装置などを設置するための費用) 【建物の改造、または装置等の設置に要した実費】【保険期間中(保険期間が1年を超える場合は、同一契約年度中)に発生したすべての犯罪行為につき、20万円が限度】 ②日本国内で、保険証券に記載された建物のドアのカギが盗難され、ドアの錠を交換した場合 【ドアの錠の交換に要した実費】【1事故につき、10万円が限度】	のに限りません)が発生し、発生した日から180日以内に被保険者が再発防止のための費用(建物を支出した場合	同一契約年度中に発生したすべての犯罪行為につき、20万円が限度】	●ご契約者・被保険者、保険金受取人、これらの法定代理人・役員の重大な過失、法令違反 ●ご契約者や被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ●被保険者の親族が自ら行いままたは加担した犯罪行為の結果、被保険者が負担した費用	13
費用総合補償特約	事故発生時諸費用保険金※1	前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)～(8)の事故で損害保険金が支払われる場合(ただし、凍結によって水道管に発生した損害は含まれません) 【損害保険金×30%】【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに100万円が限度】	前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)～(7)の事故で損害保険金が支払われる場合	前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)または(2)の事故で損害保険金が支払われる場合		
	災害緊急費用保険金	<各プラン共通> 前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)の事故により保険の対象である建物が損害を受けた場合 【災害緊急費用の額】【1回の事故につき、1建物敷地内ごとにこの保険契約の保険金額※4に10%	結果、その保険の対象の復旧にあたり必要かつ有益な費用のうち弊社の承認を得て支出した場合			
	特別費用保険金	前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)～(8)の事故で損害保険金が支払われる場合で、損害保険金のお支払額が、1回の事故で保険金額※4の80%に相当する額を超え、ご契約が終了する場合 【損害保険金×10%】【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに200万円が限度】	に至った額または100万円のいずれか低い額が限度】			
残存物取片づけ費用 補償特約	残存物取片づけ費用保険金	前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)～(8)の事故で損害保険金が支払われる場合(ただし、凍結によって水道管に発生した損害は含まれません) 【残存物取片づけ費用の額】【1回の事故につき、損害保険金の10%が限度】	前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)～(7)の事故で損害保険金が支払われる場合	前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)または(2)の事故で損害保険金が支払われる場合		
自動 セット 地震火災費用補償特約	地震火災費用保険金	<各プラン共通> 地震、噴火、津波による火災によって、建物が半焼以上となった場合 【保険金額※4×支払割合(5%)】【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに300万円が限度】	に至った額、損害保険金の10%が限度】	【残存物取片づけ費用の額】【1回の事故につき、損害保険金の10%が限度】		
					●ご契約者・被保険者、保険金受取人、これらの法定代理人・役員の重大な過失、法令違反	

※1 事故発生時諸費用保険金の支払対象事故を前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】の(1)に限定するタイプ(限定保険)もお選びいただけます。

※2 構造級別がM構造またはM級の場合や「水災補償対象外特約」をセッティングした契約の場合は、「特別費用保険金補償対象外特約」のセットはできません。

※3 構造級別がM級の場合で、エコノミープランをご選択いただいたときは自動的にセッティングされます。

※4 保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。

補償内容の詳細

②家財の補償

家財追加補償特約*	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合(各補償項目固有)
	<p>家財に発生した損害を補償します。 火災、水災、盗難、不測かつ突発的な事故、持ち出し家財に発生した事故などにより家財に損害が発生した場合</p> <p>(注1)補償プランごとにお支払対象となる事故の種類が異なります。なお、ワイドプランでご契約いただいた場合でも、持ち出し家財に発生した水災、不測かつ突発的な事故による損害はお支払いの対象となりません。</p> <p>(注2)「家財追加補償特約」をセットした場合は前記■主な特約と補償内容①費用に関する補償【建物の補償】のうち家財に発生した損害においても以下の費用保険金がお支払いの対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">●費用総合補償特約がセットされている場合:事故発生時諸費用保険金●地震火災費用補償特約がセットされている場合:地震火災費用保険金●残存取扱費用補償特約がセットされている場合:残存取扱費用保険金 <p>(注3)家財または明記物件に発生した不測かつ突発的な事故による損害に対してお支払いする損害保険金の額は、損害の額から自己負担額3,000円を差し引いた額となります。</p>	<p>前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <p>不測かつ突発的な事故に固有の項目</p> <ul style="list-style-type: none">●磁気テープ、磁気ディスク等の情報記録装置等の情報のみの損害●義歯、コンタクトレンズ等に発生した損害●動物、植物に発生した損害 <p>持ち出し家財に発生した損害に固有の項目</p> <ul style="list-style-type: none">●持ち出し家財である自転車・原動機付自転車(総排気量125cc以下)の盗難●持ち出し家財の置き忘れ・紛失

* 明記物件に関する特約が自動的にセットされます。

③その他のオプション補償

類焼損害補償特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合(各補償項目固有)
	<p>近隣の住宅や店舗などに損害を与えた場合でも補償します。 建物・家財から発生した火災・破裂・爆発事故により近隣の類焼補償対象物(建物および建物内収容の動産)に損害が発生した場合</p> <p>(注)損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(建物および建物に収容される動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。</p>	<p>後記■各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none">●類焼補償対象物の所有者、保険金受取人、これらの者の法定代理人・役員の故意・重大な過失・法令違反など <p>類焼補償対象物に含まれない主なもの</p> <ul style="list-style-type: none">●保険の対象である建物または保険の対象である建物に収容される家財●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手や明記物件●国・地方公共団体が所有する建物●商品・原料・材料や見本品・展示品、屋外設備・装置など
専用使用権付 共用部分修理費用 補償特約	<p>分譲マンションのバルコニーなど(共用部分)が破損した場合に補償します。</p> <p>前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)～(8)の事故により被保険者が使用・管理する専用使用権付共用部分が損害を受け、管理組合の規約に基づき、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合</p>	<p>前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ</p> <p>ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって専用使用権付共用部分を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害は含まれません。</p>
敷地内構築物 修復費用補償特約	<p>屋外設備・装置や庭木などの敷地内構築物を補償します。 偶然な事故によって敷地内構築物が損害を受け、これを損害発生前の状態に修復した場合</p> <p>(注1)水災による損害の場合は、地盤面より45cmを超える浸水によって発生した損害がお支払いの対象となります。</p> <p>(注2)庭木の損害については、この特約のセットされた普通保険約款または家財追加補償特約で損害保険金が支払われる場合に限ります。</p>	<p>後記■各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none">●すり傷、かき傷等単なる外観上の損傷であって、敷地内構築物の機能に直接関係のない損害●敷地内構築物の欠陥、自然の消耗等による損害●電気的事故・機械的事故●土地の沈下・移動、隆起●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹き込み、漏入など <p>敷地内構築物に含まれない主なもの</p> <ul style="list-style-type: none">●門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物●野積の動産●被保険者が所有していない物●補修維持管理が適切に行われておらず、かつ現在使用されていない物など
個人賠償責任 補償特約*	<p>日常生活の賠償事故に備えます。</p> <p>被保険者※1ご本人の居住の用に供される住宅※2の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や、被保険者が日本国内外における日常生活に起因する偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を受けた場合</p> <p>※1被保険者は、被保険者ご本人のほか、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族、およびご本人またはその配偶者の別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子となります。</p> <p>※2住宅には別荘など一時的に被保険者ご本人の居住の用に供される住宅を含みます。</p>	<p>後記■各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none">●同居の親族に対する損害賠償責任●職務遂行に直接起因する損害賠償責任●レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自身の損害に起因する損害賠償責任●ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任など

*ワイドプランにセットされる場合には、被保険者が個人のときに賠償事故解決特約がセットされます(賠償責任事故発生時の示談代行サービスのご利用が可能となります)。

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合(各補償項目固有)
<p>家賃補償特約</p> <p>事故によって家賃収入が減少した場合に備えます。</p> <p>＜ワイドプラン＞ 保険の対象が前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)、(3)～(5)または(8)の事故により損害を受けた結果、家賃収入が減少したとき</p> <p>＜ベーシックプラン＞ 保険の対象が前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)または(3)～(5)の事故により損害を受けた結果、家賃収入が減少したとき</p> <p>＜エコノミープラン＞ 保険の対象が前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】(1)の事故により損害を受けた結果、家賃収入が減少したとき</p>	<p>前記■普通保険約款の補償内容【建物の補償】「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ</p>

被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容を必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまいますのでご注意ください。

③各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合

次の場合には、補償項目を問わず保険金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。
(1)ご契約者、被保険者などの故意
(2)戦争、内乱、革命、暴動 等
(3)地震、噴火またはこれらによる津波＜地震火災費用保険金には適用しません＞
(4)核燃料物質などに起因する事故

用語のご説明(五十音順)

◎ご契約者【ごけいやくしゃ】

ご契約の当事者で、保険会社と保険契約を締結する方をいいます。したがってご契約者は保険契約の申込みを行い保険料を払い込む方をいいます。

◎敷地内【しきちない】

囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一ご契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。

◎自己負担額【じこふたんがく】

ご契約いただいた保険・特約で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額をいいます。

◎準耐火建築物【じゅんたいかけんちくぶつ】

建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

◎省令準耐火建物【しょうれいじゅんたいかたもの】

勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物で独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは承認を得たものをいいます。ただし、同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません。

◎耐火建築物【たいかけんちくぶつ】

建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

◎被保険者【ひほんしゃ】

事故が発生した場合に、保険金のお支払いを受ける権利を有する方(補償の対象となる方)をいいます。

◎併用住宅【へいようじゅうたく】

店舗や事務所などを併設した居住用建物をいいます。

◎保険金【ほけんきん】

事故により損害が発生した場合に、保険会社がお支払いする金額をいいます。

◎保険金額【ほけんきんがく】

保険をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。ご契約金額ともいいます。なお、事故の種類によっては、保険金額以外の限度額が適用されることがあります。

◎保険料【ほけんりょう】

ご契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込む金額のことをいいます。

契約概要のご説明

ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

「マイホームびたっと」の概要

1 商品の仕組みおよび引受条件等

1.商品の仕組み

- ①「マイホームびたっと」は、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。
- ②「マイホームびたっと」は、保険の対象である建物が専用住宅、共同住宅および店舗や事務所などを併設した併用住宅である場合に、ご契約いただける保険です。なお、保険の対象である建物に収容された家財を保険の対象とする場合は、「家財追加補償特約」をセットしてご契約いただく必要があります。詳細はP15補償内容の詳細図をご参照ください。
- ③「マイホームびたっと」には、補償範囲の異なる3つのプラン「ワイド」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかの補償プランをご選択のうえ、ご契約いただけます。それぞれの補償プランの主な内容はP13~14補償内容の詳細図をご参照ください。
- ④「マイホームびたっと」は、保険金の支払基準※を「新価」としてご契約いただけます。保険金の支払基準については、P12保険金額の設定等についてをご参照ください。
- ⑤地震保険をセットでご契約いただく場合は、地震等により保険の対象（居住用建物またはその収容家財）が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。

2.建物の構造級別の判定方法

建物の柱の種類および法令上の耐火性能により構造級別を判定します。詳細はP11構造級別についてをご参照ください。

▲平成22年1月より、構造級別の判定方法が大きく変わりました

3.保険金をお支払いする場合（補償内容）、保険金をお支払いできない主な場合等

損害保険金のお支払対象となる場合、保険金をお支払いできない主な場合等については、P13~16補償内容の詳細をご覧いただくか、代理店・扱者または弊社までお問合せください。また、お客様の補償プランにつきましては、保険契約申込書をご確認ください。

4.セットできる主な特約等とその概要

主な特約等とその概要については、P13~16補償内容の詳細図をご覧いただくか、代理店・扱者または弊社までお問合せください。

5.引受条件（保険金額等）

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合せください。また、お客様の保険金額については、保険契約申込書をご確認ください。

①保険金額の設定*

事故が発生した場合には、明記物件を除き事故発生時の再調達価額を基準に保険金をお支払いします。建物の保険金額はご契約時の再調達価額いっぱいにお決めください。また、家財の保険金額は再調達価額を限度に、100万円から3,000万円の範囲内で10万円単位に設定してください。

※建物の保険金額の設定にあたっては、土地代の費用は除いてお決めください。

②保険金額の設定に関するご注意

建物のみのご契約では、家財および明記物件の損害は補償されません。家財および明記物件を保険の対象とするためには、「家財追加補償特約」をセットいただき、建物とは別に家財および明記物件の保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

6.保険期間（ご契約期間）

「マイホームびたっと」の保険期間（ご契約期間）は、2年から36年までの期間で設定できます。ただし、セットされる特約の種類によっては「マイホームびたっと」の保険期間が制限されることがあります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合せください。また、お客様の保険期間については、保険契約申込書をご確認ください。

2 保険料

保険料は、保険金額、保険期間（ご契約期間）、建物の所在地・構造、用法※等により決まります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合せください。また、お客様の保険料については、保険契約申込書をご確認ください。

※建物の用法が店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職業（作業）の内容により、保険料が異なる場合があります。

3 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、長期一括払のみとなります。また、保険料は現金で払込みいただく方法の他に、所定の条件が満たされる場合は、口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行（郵便局）※での払込みが可能です。ただし、クレジットカード、コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行（郵便局）での払込みは、代理店・扱者によってはお取扱いできない場合があります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合せください。

※保険料はご契約後に保険証券とは別にお送りする払込取扱票にて、所定の払込期日までに、コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行（郵便局）で払込みいただきます。

4 満期返れい金・契約者配当金

「マイホームびたっと」には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合せください。

地震保険の概要

1 商品の仕組み

地震保険は単独でご契約できません。「マイホームびたっと」とセットでご契約いただく必要があります。セットでご契約いただく「マイホームびたっと」が保険期間の中途で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、セットでご契約いただく「マイホームびたっと」の保険期間の中途中から地震保険を追加することができます。

2 保険金をお支払いする場合（補償内容）

- ①地震等（地震・噴火またはこれらによる津波）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象（居住用建物または家財）に右記の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。
- ②1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。（平成22年7月現在）

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 5\text{兆}5,000\text{億円}$$

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額の100%（時価額が限度）
半損のとき	地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）
一部損のとき	地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）

上記の損害に至らない場合は、保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合せください。

3 保険金をお支払いできない主な場合

- ①家財のうち、次のものは保険の対象に含まれません。これらのものを「マイホームびたっと」の保険の対象に含めている場合でも、地震保険では補償の対象となりません。
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - ・貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ・稿本（本などの原稿）、設計図、図案、証書、帳簿など
- ②建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合は保険金をお支払いできません。
- ③建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金をお支払いできません。

4 引受条件（保険金額等）

- ①地震保険の保険の対象は「居住用建物」および「家財」となります。
- ②建物・家財ごとに、セットでご契約いただく「マイホームびたっと」の保険金額の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。
 - (注1)既に他の地震保険契約があり、追加でご契約いただく場合は、限度額から他の地震保険金額の合計を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。
 - (注2)マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- ③保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造により異なります。
- ④地震保険には割引が適用できる場合があります。
詳細はP7「地震保険の割引制度」をご覧いただくか、代理店・扱者または弊社までお問合せください。

5 契約方式（保険期間等）

地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動的に継続する方式や、最高5年までの長期契約とする方式があり、セットでご契約いただく「マイホームびたっと」の保険期間とあわせてご契約いただけます。

（保険期間が自動的に継続する方式のご注意）

- 保険期間の満了する日の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり地震保険契約は自動的に継続されます。
- 継続されるご契約の保険料は、保険期間の初日などの所定の期日までに払込みください。所定の期日までに保険料の払込みがない場合には、継続するご契約の保険始期日以降に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできない場合があります。

警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域（東海地震に係る地震防災対策強化地域）内に所在する居住用建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

弊社へのお問合わせ、ご相談・苦情がある場合は
下記にご連絡ください。

0120-721101

- ※受付時間[平日AM9:00~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]
- ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- ※おかげ間違いにご注意ください。

事故が発生した場合は

ご契約の代理店・扱者または下記に
ご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985024

- ※受付時間[365日24時間]
- ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- ※おかげ間違いにご注意ください。

(社)日本損害保険協会へのご相談窓口

保険会社との間で問題を
解決できない場合は

(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

フリー
ダイヤル 0120-107808

受付時間[平日AM9:00~PM6:00]

ご契約に関するご連絡・お問合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101101

- ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- ※おかげ間違いにご注意ください。
- ※音声案内に従ってご用件の番号をブッシュしてください。

ご用件
商品・ご契約内容の
お問合わせ

受付時間
[平日] AM9:00~PM7:00
[土・日・祝日] AM9:00~PM5:00
(年末年始を除きます)

ご注意いただきたい事項
※以下のご用件につきましては、ご契約の代理店・扱者または弊社
営業店・サービスセンター等での手続き・ご対応となります。
・お見積り・ご契約・ご解約
・法人・団体を対象としたご契約
・実際の事故の保険金お支払可否に関するお問合せ
等

※おかげ間違いにご注意ください。
※携帯電話・PHSからは03-3255-1306を
ご利用ください。

万一、事故が発生した場合のお手続きについて

- 事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または弊社にご連絡ください。ご連絡がないとそれによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いする事があります。
- このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- 個人賠償責任補償特約等をセットされたご契約の場合、賠償事故にかかる示談交渉、争訟等は、必ず事前に弊社とご相談のうえ、おすすめください。

事故発生から保険金のお受取りまで



ご注意いただきたいこと

- このパンフレットは「マイホームびたっと」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、代理店・扱者または弊社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問合せください。なお、保険料払い込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます)。お手続きの日より1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 「マイホームびたっと」は「住居建物総合保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがいまして、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。
- 「マイホームびたっと」は、損害保険金※1のお支払額が1回の事故で保険金額※2の80%を超えた場合は、このご契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- ※1 家財追加補償特約をセッショナル、家財を保険の対象とした場合は、生活用の通貨等の盗難のときなどを除きます。
- ※2 保険金額が再調達価額を超えるときは再調達価額とします。
- 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができる場合がありますので、お申し出ください。

ECO このパンフレットは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

総合保険代理店 ノバリ株式会社

東京本社 関東エリア 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-5-4
関西エリア 〒569-0804 大阪府高槻市紺屋町11-1
中部エリア 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 5-33-21

●ご相談・お申込先

ご加入のご相談ご用命はこちらまで

TEL 0120-88-7327
FAX 0120-88-7328